

# 保安林及び保安施設地区に係る特例等 《所得税・法人税・相続税・不動産取得税・固定資産税》

## 所得税及び法人税

### 1. 特例の対象者

保安林として指定された区域内の土地又は保安施設地区内の土地を所有する個人・法人

### 2. 特例の内容

保安林として指定された区域内の土地等を保安施設事業のために国又は地方公共団体に譲渡した場合には、**2,000万円の特別控除額を控除した残額**についてのみ課税されます。

## 相続税

### 1. 特例の対象者

保安林等を相続した者(2の①)、相続税の延納許可を受けた者(2の②)

### 2. 特例の内容

① 保安林等の相続に係る税額の計算に当たり、立木及び林地の評価額の一部が控除されます。(山林の相続に係る特例等を参照してください。)

② 相続税の延納の許可を受けた者の課税相続財産の価額のうちに、保安林(水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備を目的としたもの)がある場合には、その土地の価額に対応する部分の延納税額についての**利子税<sup>※1</sup>の割合が引き下げられます**。

	[原則]	[特例割合] <sup>※2</sup>
不動産等の価額 ≥ 課税財産 × 50% の場合	3.6%	⇒ 0.4%
不動産等の価額 < 課税財産 × 50% の場合	4.2%	⇒ 0.5%

※1 利子税とは、延納が認められた場合、その期間内の延納税額に対する利息に相当するものとして課されるものです。

※2 「特例割合」は、令和4年1月1日現在の「延納特例基準割合」0.9%で計算しています。「延納特例基準割合」の変更があった場合には、「特例割合」も変動しますので、延納申請に際し所轄税務署で確認願います。

## 不動産所得税及び固定資産税

### 1. 特例の対象者

保安林の取得者(2の①)、保安林の所有者(2の②)

### 2. 特例の内容

- ① 保安林の用に供するための土地の取得に係る不動産所得税
  - ② 保安林の固定資産税
- は、**非課税**です。

お問い合わせ先	林野庁治山課企画班 (代表)03-3502-8111(内線6190) (ダイヤルイン)03-3502-8074
---------	---